破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２号
宮城県登米市迫町北方字山ノ上30番地３
コーポユサ203号室
債務者　鎌田　昭子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１９８８号
愛知県日進市梅森台３丁目112番地　ラネージュ梅森台301
債務者　福岡　利昭
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２号
愛知県半田市瑞穂町10丁目４－８　コーポＹＯＵ　Ｂ棟203号室、住民票上の住所愛知県知多郡武豊町字里中192番地
債務者　出口　善雄
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１０号
函館市日吉町３丁目５番34号
債務者　七戸　秀夫
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野81番地１
債務者　竹中　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野81番地１
債務者　竹中　俊二
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
愛知県西尾市今川町落１番地　花ノ木アパートＧ号室
債務者　黒澤亜矢子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
愛知県知立市内幸町加藤101番地５
債務者　杉浦　清継
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
岡山県総社市中央１－14－15　レオパレス神ケ辻中201、住民票上の住所岡山県総社市山田1737番地
債務者　平　　義和（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向山43番地の３
債務者　木村　雅昭
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
山形県南陽市宮崎895番地の１
債務者　中川　薫子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５０６４号
大阪市此花区西九条４丁目７番18号
債務者　藤丸設計事務所こと　藤丸　峯一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６１号
大阪市平野区長吉長原西１丁目３番30－305号
債務者　木村　博文
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０５号
大阪府枚方市宮之阪５丁目５番４号
債務者　堀口　三郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０６号
大阪府枚方市宮之阪５丁目５番４号
債務者　堀口しげり
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４７号
大阪市平野区喜連西２丁目２番２－807号
債務者　澤田　康博
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７０号
大阪市生野区鶴橋４丁目13番25号　鶴橋文化２号
債務者　大和屋食堂こと　志野　佳子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０号
大阪府枚方市磯島茶屋町１番３－601号
債務者　中元こずえ
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部